公共工事建設発生土処理施設認定要領

(目的)

第1条 この要領は、佐賀県が発注する公共工事における建設発生土を適正に処理する目的でリサイクル施設、残土処理地の認定を行うためのものである。

(用語の定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、以下のとおりとする。
 - (1) この要領において「建設発生土」とは、建設工事に伴い発生した土砂等であり、廃棄物の処理 及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号)第2条1項に規定する廃棄物 に該当しないもの(放射性物質及びこれにより汚染された物を除く)をいう。
 - (2) この要領において「土砂等」とは、砂質土、礫質土、粘性土、岩塊、泥土をいう。
 - (3) この要領において「処理施設」とは、公共工事に伴う建設発生土の処理を目的とした、リサイクル施設及び残土処理地をいう。
 - (4) この要領において「リサイクル施設」とは、リサイクル材の原料として受け入れ可能な施設をいう。
 - (5) この要領において「残土処理地」とは、民間が保有する残土処理地をいう。
 - (6) この要領において「事業者」とは、処理施設を設置・運営・管理する者をいう。
 - (7) この要領において「処理費」とは、建設発生土を処理する際にかかる費用をいう。
 - (8) この要領において「事業区域」とは、事業者が利用する区域をいう。

(適用範囲)

第3条 この要領は、佐賀県が発注する公共工事における建設発生土の受け入れが可能な有料処理施設に適用する。

(事業者の責務)

- 第4条 事業者は処理施設を設置・運営・管理するに当たり、周辺環境への影響について自ら調査するとともに、周辺の環境に対する影響を最小とするよう必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は処理施設に近接して財産を所有する者、地元区をはじめ関係者等に対して処理施設の計画を周知させ、これらの者と協議しなければならない。
- 3 事業者は処理施設の設置・運営・管理に伴う苦情又は紛争が生じたときは、事業者の責務においてその解決に当たらなければならない。
- 4 処理施設に起因して発生した災害については、許可等を受けた法令等を遵守し、事業者の責務に おいて適切に対応しなければならない。

(処理施設の条件)

- 第5条 処理施設とするための条件は次のとおりとする。
 - (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号)第2条1項 に規定する産業廃棄物の搬入がないこと。ただし、産業廃棄物の最終処分場及び中間処理場の 許可を受けている場合は除く。
 - (2) リサイクル施設、残土処理地については、事業区域のすべてが、佐賀県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の許可若しくは、同条例の適用除外法令の許可等を受けている土地であること。
 - (3) リサイクル施設については、土砂等を受け入れ、その有効利用のため土砂及び骨材等を適正

に再生し、販売等を目的に管理・運営をしていること。

(事業者の要件)

- 第6条 処理施設の認定を受けようとする者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって 暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 前項に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。

(処理施設の申請及び認定)

- 第7条 公共工事建設発生土処理施設の認定を受けようとする者は、公共工事建設発生土処理施設認 定申請書(様式第1号)に関係書類を添えて県土整備部長(以下「部長」という。)に申請しなければならない。
- 2 申請書は当該処理施設の所在地を管轄する土木事務所長(以下「所長」という。)に提出するものとする。
- 3 前項の書類の提出があった場合、所長は関係書類の確認及び必要に応じて現地調査を行い、部長 に提出する。
- 4 部長は、前項により提出された関係書類の確認及び必要に応じて現地調査を行い、その結果を事業者及び部内各課長・部内各現地機関の長並びに公共工事に関係する部局の長に通知する。

(申請書の添付図書)

- 第8条 第7条に基づき処理施設の申請を行う場合、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただ し、関係法令等の許可等に添付した図書を準用することができる。
 - (1) 位置図
 - (2)平面図、縦断図、横断図、事業区域及び関係法令の許可区域を明示した14条地図の写し
 - (3) 現況写真及び撮影方向図
 - (4) 関係法令のチェックリスト(様式第2号)、関係法令の許可書の写し
 - (5) 確約書(様式第3号)
 - (6) 残土搬入時の管理方法(受入伝票等様式も添付する。)
 - (7) その他部長が必要と認める図書

(発生土の処理費)

- 第9条 第7条の申請に当たっては、公共工事建設発生土処理施設受け入れ価格等見積書(様式第4号) を添えて提出しなければならない。
- 2 前項で提出された受け入れ価格等については、当該処理施設を認定した場合、佐賀県が発注する公 共工事等の設計基礎単価として佐賀県ホームページに掲載する。

(発生土の変更処理費)

- 第10条 前条で提出した公共工事建設発生土処理施設受け入れ価格等見積書の変更が必要となった場合、公共工事建設発生土処理施設受け入れ価格等変更見積書(様式第5号)により部長に提出しなければならない。
- 2 前項の書類の提出は、当該処理施設の所在地を管轄する所長に提出する。
- 3 第1項の書類の提出があった場合、所長は関係書類を確認し、部長に提出する。
- 4 部長は、前項により提出された関係書類を確認後、佐賀県が発注する公共工事の設計基礎単価として佐賀県ホームページに掲載し、その旨事業者及び部内各課長・部内各現地機関の長並びに公共工事に関係する部局の長に通知する。

(認定の変更)

第11条 第7条により認定を受けた事業者は、当該認定処理施設に係る計画を変更しようとするときは、部長の変更認定を受けなければならない。

ただし、軽微な変更であるときはこの限りでない。

- 2 前項の変更認定を受けようとする事業者は、公共工事建設発生土処理施設変更認定申請書(様式第6号)を当該処理施設の所在地を管轄する所長に提出する。
- 3 前項の申請書には第8条に規定する図書のうち処理施設の変更に伴いその内容が判るものを添付 しなければならない。ただし、関係法令等の変更許可等に添付した図書を準用することができる。
- 4 第2項の書類の提出があった場合、所長は関係書類の確認及び必要に応じて現地調査を行い、部長に提出する。
- 5 部長は、前項により提出された関係書類の確認及び必要に応じて現地調査を行い、その結果を事業者及び部内各課長・部内各現地機関の長並びに公共工事に関係する部局の長に通知する。

(軽微な変更)

- 第12条 前条第1項ただし書きで定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 事業区域面積の1割以下の増減で増加する面積が1haを超えない変更。または、他法令により軽微な変更を行った変更。
 - (2) 処理施設の廃止予定年月日の変更
- 2 前項の変更を行う者は、軽微な変更届(様式第7号)により部長に届出なければならない。
- 3 前項の届出には第8条に規定する図書のうち処理施設の変更に伴いその内容が判るものを添付しなければならない。ただし、関係法令等の変更許可等に添付した図書を準用することができる。
- 4 第2項の書類の届出があった場合、所長は関係書類の確認及び必要に応じて現地調査を行い、部長に提出する。

(氏名等の変更届)

- 第13条 第7条 (第11条) により認定 (変更認定) を受けた事業者は、住所、氏名並びに法人にあってはその名称及び代表者の氏名に変更があったときは、氏名等変更届 (様式第8号) により部長に届出なければならない。
- 2 前項の書類の届出があった場合、所長は関係書類を確認し、部長に提出する。

(地位の承継届)

- 第14条 第7条 (第11条) により認定 (変更認定) 受けた地位を承継しようとする者は、地位承継届 (様式第9号) により部長に届出なければならない。
- 2 前項の書類の届出があった場合、所長は関係書類の確認し、部長に提出する。

(処理施設の廃止)

- 第15条 第7条(第11条)により認定(変更認定)受けた事業者は、処理施設が完了したとき、建設発生土の受け入れをやめたとき又は処理施設の認定をやめたいときは、遅滞なく、公共工事建設発生土処理施設廃止届(様式第10号)により部長に届出なければならない。
- 2 前項の書類の届出があった場合、所長は遅滞なく関係書類の確認および必要に応じて現地確認を 行い、部長に提出する。
- 3 部長は第1項に基づき提出された公共工事建設発生土処理施設廃止届を受理した場合、速やかに佐賀県ホームページに掲載されている受け入れ価格等を削除する。

(災害発生届)

- 第16条 第7条(第11条)により認定(変更認定)受けた事業者は、処理施設に災害が発生したとき又は恐れがあるときは、許可等を受けた法令等を遵守し、直ちに復旧又は対策を行うとともに、遅滞なく、災害発生届(様式第11号)により部長に届出なければならない。
- 2 前項の書類の届出があった場合、所長は遅滞なく関係書類の確認及び必要に応じて現地調査を行い、部長に提出する。
- 3 部長は、前項による提出を受けたときは、速やかに佐賀県ホームページに掲載されている受け入れ価格等を非公表とし、復旧、対策が講じられたことが確認できた後、佐賀県ホームページに再掲載する。

(処理施設への搬入土量報告)

- 第17条 事業者は、毎年、5月末及び11月末の公共工事建設発生土搬入状況を翌月の10日までに 公共工事建設発生土処理施設搬入土量報告書(様式第12号)により所長に報告しなければならない。
- 2 前項の報告があった場合、所長は関係書類を確認し、遅滞なく部長に提出する。

(申請書等の提出部数及び提出先)

- 第18条 第7条(第11条)の規定により認定(変更認定)を受けようとする者は、申請書を処理施設の所在地を管轄する土木事務所に2部提出するものとする。
- 2 第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、の届出の場合は前項を準用する。

(現地調査)

- 第19条 所長は、第7条、第11条、第12条、第15条、第16条に基づき申請書等が提出されたときは、記載事項等の確認を行ったうえ必要に応じて現地調査を行い、申請内容と現地の整合性を確認する。
- 2 所長は、前項の規定による現地調査の結果、申請内容に修正が必要な場合は、事業者にその旨を 指示し、申請内容の修正を求めるものとする。

(認定の取消し)

- 第20条 部長は、次の各号の一に該当すると認めた場合は、事業者に対し、認定の取り消しをする ことができる。
 - (1) 虚偽その他不正な手段により、第7条の規定による処理施設の認定を受けた場合
- (2) 関係法令の取り消し及び許可期限の切れた場合
- (3) その他部長が必要と認める場合
- 2 部長は、前項により処理施設の認定を取り消す場合、公共工事建設発生土処理施設認定取消通知(様式第13号)により事業者、関係機関及び管轄する所長に通知する。
- 3 部長は第1項に基づき認定を取り消した場合、速やかに佐賀県ホームページに掲載されている受け

入れ価格等を削除する。

4 部長は、前項により認定を取り消した場合、同一事業者又は実態が同一と認められる事業者からの新たな処理施設の申請については、1年間受理しないものとする。

(附則)

- この要領は平成24年 4月 1日から施行する。 (附則)
- この要領は平成25年 4月 1日から施行する。 (附則)
- この要領は平成26年11月 1日から施行する。 (附則)
- この要領は平成28年 4月 1日から施行する。 (附則)
- この要領は平成29年 6月 1日から施行する。 (附則)
- この要領は令和 2年10月 1日から施行する。 (附則)
- この要領は令和 3年 4月 1日から施行する。 (附則)
- この要領は令和 4年 9月 1日から施行する。 (附則)
- この要領は令和 4年11月 1日から施行する。 (附則)
- この要領は令和 5年 9月 1日から施行する。

公共工事建設発生十処理施設認定申請書

年 月 日

佐賀県 県土整備部長 様

住 所 氏名又は名称及び 法人にあっては、 (ふりがな) その代表者の氏名 生 年 月 日 年 月 日 電話番号(

次の土地について、公共工事建設発生土処理施設認定要領第7条の規定により申請します。

A 7 0	
処 理 施 設 の所在場所	
事業区域面積	ha
受け入れ容量	m^3
処理施設の目的	
処理施設の受け入 れ開始予定年月日	
処理施設の廃止 予定年月日	
関係法令等 の許認可等	
備考	

- (注1) 事業区域面積は、他法令により許可を受けた全体面積とし、haを単位として少数第4位まで記載すること。
- (注2) 受け入れ容量は、単位止めとする。
- (注3)目的は、リサイクル施設、残土処理地のいずれかを記入すること。
- (注4)申請に当たっては、裏面の誓約を確認の上、□にレを記入すること。

添付書類

- ①公共工事建設発生土処理施設認定要領第8条の図書
- ②公共工事建設発生土処理施設受け入れ価格等見積書(様式第4号)
- ③法人にあっては登記簿謄本、個人にあっては住民票抄本又は戸籍抄本
- ※県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約を お願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

この申請書に記載された個人情報は公共工事建設発生土処理施設認定業務の目的を達成するため及び誓約事項の確認のため使用します。また、確認情報は、今後、申請者が 県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。 私は、このたびの申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

- □ 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。 また、次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は 個人ではありません。
 - ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的 をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若 しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

公共工事建設発生土処理施設認定申請に関する関係法令のチェックリスト

- ・ 処理施設における関係法令の許認可の取得状況を記載してください。 関係法令の許認可を受けている場合は「取得済」、関係法令の許認可が不要な場合は「不要」を記載してください。
- ・ 許認可を取得済みの関係法令については、許認可の写しを添付してください。
- · 下表 A 欄に示すいずれかの法令等の許認可を受けた処理施設が認定申請の対象となります。
- ・ 処理施設の認定を受けた後、チェックリストの内容に虚偽が確認された場合は、認定を取消します。

	法令等	関連条項	確認内容	許認可	関係部署(法令所管認	
土	砂条例 ※1		盛土埋立て許可		循環型社会推進課	
土:	砂条例の適用除外法令	•	•	•		
		37条第1項	港湾区域工事等の許可		` ± \ <i>i</i> o=⊞	
	港湾法	56条第1項	行為の許可		港湾課	
	*++:+	10条の2第1項	林地開発		★ + . ★ /共=田	
	森林法	34条第2項(44条)	保安林内作業許可		森林整備課	
		32条第1項	占用許可			
)	91条第1項	行為の許可		` ☆ □ ⁄ =田	
	道路法	24条	管理者以外の者の行う工事		道路課	
		35条	国の占用の特例			
		24条	占用許可			
		26条第1項	新築等の許可			
		27条第1項	掘削等の許可			
	\tau1112+	55条第1項	行為の制限			
	河川法	57条第1項	行為の制限			
		58条の4第1項	行為の制限			
		58条の6第1項	行為の制限		河川砂防課	
		20条	管理者以外の工事			
	急傾斜地の崩壊による	7条第1項	行為の制限			
	災害防止に関する法律	7条第4項	行為の制限			
	土砂災害警戒区域等に					
	おける土砂災害防止対	10条第1項	開発行為の制限			
	策の推進に関する法律					
		12条第1項	宅地造成等に関する工事の許可	1		
	宅地造成及び特定盛土	30条第1項	特定盛土等に関する工事の許可			
	等規制法	27条第1項	特定盛土等に関する工事の届出			
		5条第1項	管理者以外の施設の設置			
	都市公園法	6条第1項(33条第4項)				
		29条第1、2項	開発行為の許可			
	都市計画法	52条の2第1項	建築等の制限			
		59条第4項				
		66条第1項	建築行為等の制限			
		7条の9第1項	施行の認可		まちづくり課	
	都市再開発法	11条第1、3項	事業計画の認可			
			施行の認可			
		129条の2第1項	計画の認定			
	 都市緑地法	14条第1項	行為の制限	1		
		76条第1項	建築行為等の制限	1		
		4条第1項	施行の認可			
	土地区画整理法	14条第1、3項	設立の認可	1		
		51条の2第1項	施行の認可			
	上 駐車場法	12条	設置の届出	+		
	WIA	/1	KE ME			

公共工事建設発生土処理施設認定申請に関する関係法令のチェックリスト

- ・ 処理施設における関係法令の許認可の取得状況を記載してください。 関係法令の許認可を受けている場合は「取得済」、関係法令の許認可が不要な場合は「不要」を記載してください。
- ・ 許認可を取得済みの関係法令については、許認可の写しを添付してください。
- 下表A欄に示すいずれかの法令等の許認可を受けた処理施設が認定申請の対象となります。
- ・ 処理施設の認定を受けた後、チェックリストの内容に虚偽が確認された場合は、認定を取消します。

	法令等	関連条項	確認内容	許認可	関係部署(法令所管課)	
	漁港漁場整備法	39条第1項	漁港の保全		水産課	
	農地法	4条第1項	農地転用の制限			
	辰地/公	5条第1項	農地転用の制限(権利の移動)		農山村課	
	農業振興地域の整備に 関する法律	15条の2第1項	開発行為の制限		展山们 硃	
		8条第1項	行為の制限		河川砂防課	
	海岸法	37条の5	行為の制限		農山村課	
		13条第1項	管理者以外の工事		港湾課	
		18条第1項	行為の制限		河川砂防課	
	┃ ┃ ┃ 地すべり等防止法	42条第1項	行為の制限		農山村課	
		11条第1項	県以外の工事		森林整備課	
		20条第2項	許可の特例			
	佐賀県砂防法施行条例	4条第1項	制限行為の許可		河川砂防課	
	森林法	10条の8	伐採及び伐採後の造林の届出		森林整備課	
	自然公園法	20条第3項	特別地域内の行為の許可			
	日然五图広	33条第1項 普通地域			┃ ■ 有明海再生・自然環境課	
	佐賀県立自然公園条例	14条第4項	特別地域内の行為の許可		行·切/两份工 · 日然·绿烧床	
	在其朱平自然五國末門	24条第1項	普通地域内の行為の届出			
В	文化財保護法	93条第1項	発掘に関する通知		文化課	
欄	人 10分 体设力	43条第1項	現状変更等の制限		(文化財保護・活用室)	
加利		3条第7項	土地の形質の変更の届出			
	土壌汚染対策法	4条第1項	土地の形質の変更の届出		環境課	
		12条第1項	土地の形質の変更の届出			
	佐賀県環境の保全と創造に	50条第4項	行為の許可		有明海再生・自然環境課	
	関する条例	56条	捕獲等の禁止		1997	
	景観法	16条第1項	行為の届出		まちづくり課	
	その他(○○○○○)	○条第○項	000000		※ 2	

- ※1 土砂条例とは「佐賀県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」の略称です。 残土処分地の面積が3,000m2以上の場合は、原則土砂条例の許可が必要です。 既にたい積している土砂と新規にたい積する土砂との合計面積が3,000m2以上の場合、土砂条例の許可が必要です。 なお、土砂条例の適用除外法令の許可等を受けている場合には、土砂条例の許可は不要です。
- ※2 その他に手続きを要する法令等がある場合は、該当する法令名、関連条項及び確認内容を記載してください。

年 月 日

佐賀県 県土整備部長 様

 住
 所

 氏名又は名称及び
 法人にあっては、

 その代表者の氏名
 処理施設の所在

確 約 書

処理施設の申請に当たり、次のとおり対応することを確約します。

また、下記に違反する事実が明らかになった場合には、認定の取消しがされても異議はありません。

- 1 申請する処理施設において、土砂の崩落又は流出等の事故が発生した場合は、許可等を受けた法令等を遵守し、事業者の責任で速やかに対策を講ずるとともに、関係機関等に連絡します。
- 2 申請する処理施設周辺に汚濁水又は流出土砂等による影響があった場合は、事業者の責任で速やかに対策を講ずるとともに、関係機関等に連絡します。
- 3 申請する処理施設外の道路について、次のとおり対応します。
- (1) 土砂の運搬により施設外の道路が汚れた場合は、清掃等は事業者の責任において行います。
- (2) 国道及び県道等から施設に至る道路について、土砂の運搬により周辺に被害が生じた場合、及び苦情があった場合は、事業者の責任において対応します。
- 4 県の要請による調査及び現地調査等の実施に当たっては、全面的に協力します。
- 5 当初申請書類の記載と異なる行為を行う場合は、変更申請書類を提出します。

公共工事建設発生土処理施設受け入れ価格等見積書

年 月 日

佐賀県 県土整備部長 様

 住
 所

 氏名又は名称及び
 法人にあっては、

 その代表者の氏名
 電話番号()

公共工事建設発生土処理施設認定要領第9条の規定により処理施設の建設発生土の受け入れ価格について次のとおり提出します。

処理施設の目的								
	①定休	日						
	②受入時間帯							
受け入れ条件	③時間	③時間外の可否						
	④搬入ダンプ規格							
	⑤その	他						
		土砂	岩塊	泥土				
亚) 上 1 12 / 压恢								
受け入れ価格		円/m³	円/m³	円 $/m^3$				

- (注1) 受け入れ単価は地山土量1 m³当たりの単価を記入する。
- (注2) 目的は、リサイクル施設、残土処理地のいずれかを記入すること。
- (注3) 見積価格については、消費税相当額は含めない。
- ※この見積書に記載された個人情報は公共工事建設発生土処理施設認定業務のみに使用し、その他の目的には使用しません。

公共工事建設発生土処理施設受け入れ価格等変更見積書

年 月 日

佐賀県 県土整備部長 様

 住
 所

 氏名又は名称及び
 法人にあっては、

 その代表者の氏名
 電話番号()

公共工事建設発生土処理施設認定要領第10条の規定により処理施設の建設発生土の受け入れ 価格について変更したので次のとおり提出します。

処理施設の目的								
	①定休	日						
	②受入時間帯							
受け入れ条件	③時間	③時間外の可否						
	④搬入ダンプ規格							
	⑤その他							
		土砂	岩塊	泥土				
三山り 4 年枚								
受け入れ価格		円/m³	円/m³	円/m³				

- (注1) 受け入れ単価は地山土量1 m³当たりの単価を記入する。
- (注2) 目的は、リサイクル施設、残土処理地のいずれかを記入すること。
- (注3) 見積価格については、消費税相当額は含めない。
- ※この見積書に記載された個人情報は公共工事建設発生土処理施設認定業務のみに使用し、その他の目的には使用しません。

公共工事建設発生土処理施設変更認定申請書

年 月 日

佐賀県	県土整備部長	様
14. 只 不	不上走 用印以	128

住	所	
氏名	又は名称及び	
法人	、にあっては、	
その)代表者の氏名	
電話	活番号()

公共工事建設発生土処理施設認定要領第11条の規定により認定を受けた処理施設を次のとおり変更したいので、申請します。

認定年月日番 号	
変更の理由	
変更に係る事項	
備考	

※この届出に記載された個人情報は公共工事建設発生土処理施設認定業務のみに使用し、その他の目的には使用しません。

軽微な変更届

年 月 日

佐賀県 県土整備部長 様

住所	
氏名又は名称及び	
法人にあっては、	
その代表者の氏名	
電話番号()

公共工事建設発生土処理施設認定要領第12条の規定により認定を受けた処理施設を次のとおり変更(軽微)したいので、届け出ます。

認定年月日 番 号					
変更申請に該当しない根拠条項	要領第(条第	項第	号に該当)
変更の理由					
変更に係る事項					
備考					

[※]この届出に記載された個人情報は公共工事建設発生土処理施設認定業務のみに使用し、その他の目的には使用しません。

氏名等変更届

年 月 日

佐賀県 県土整備部長 様

住所			
氏名又は名称及び			
法人にあっては、			
(ふりがな)			
その代表者の氏名			
生 年 月 日	年	月	日
電話番号()

公共工事建設発生土処理施設認定要領第13条の規定により次のとおり届け出 ます。

1 変更の内容

変更前の内容	変更前の内容

9	変更の理由	
_	多文の柱口	

(注1) 申請に当たっては、裏面の誓約を確認の上、□にレを記入すること。 添付書類

- ①法人にあっては登記簿謄本、個人にあっては住民票抄本又は戸籍抄本 ※県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の 誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場 合があります。

この申請書に記載された個人情報は公共工事建設発生土処理施設認定業務の目 的を達成するため及び誓約事項の確認のため使用します。また、確認情報は、今 後、申請者が県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。 私は、このたびの申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

- □ 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。 また、次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団 体又は個人ではありません。
 - ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に 規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

地位承継届

年 月 日

佐賀県 県土整備部長 様

(承継人) 住所 氏名又は名称及び 法人にあっては、 (ふりがな) その代表者の氏名 生 年 月 日 年 月 日 電話番号(

(被承継人) 住所 氏名又は名称及び 法人にあっては、 その代表者の氏名

公共工事建設発生土処理施設認定要領第14条の規定により認定を受けた処理施設の地位を承継したいので、次のとおり届け出ます。

認定年月日番 号	
処理施設の目的	
承継年月日	
承継の理由	
備考	

- (注1)目的は、リサイクル施設、残土処理地のいずれかを記入する。
- (注2) 申請に当たっては、承継人において裏面の誓約を確認の上、□にレを記入すること。

添付書類

- ①承継人が法人である場合には登記簿謄本、個人にあっては住民票抄本又は 戸籍抄本
- ②承継人が事業区域内の土地の所有権又は占有権を取得したことを証する書面 ※県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の 誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

この申請書に記載された個人情報は公共工事建設発生土処理施設認定業務の目的を達成するため及び誓約事項の確認のため使用します。また、確認情報は、今後、申請者が県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

私は、このたびの申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

- □ 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。 また、次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団 体又は個人ではありません。
 - ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に 規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

公共工事建設発生土処理施設廃止届

年 月 日

佐賀県 県土整備部長 様

住所	
氏名又は名称及び	
法人にあっては、	
その代表者の氏名	
電話番号()

公共工事建設発生土処理施設認定要領第15条の規定により認定を受けた処理施設を廃止したいので、次のとおり届け出ます。

認定年月日番 号	
処理施設の目的	
廃止年月日	

(注1)目的は、リサイクル施設、残土処理地のいずれかを記入する。

添付書類

- ①出来形平面図
- ②状況写真
- ※この届出に記載された個人情報は公共工事建設発生土処理施設認定業務のみに 使用し、その他の目的には使用しません。

災害発生届

年 月 日

佐賀県 県土整備部長 様

住所	
氏名又は名称及び	
法人にあっては、	
その代表者の氏名	
電話番号()

公共工事建設発生土処理施設認定要領第16条の規定により認定を受けた処理 施設に係る区域において次のとおり災害が発生しましたので(災害が発生する恐れ がありますので)、届け出ます。

認定年月日番 号	
災害発生年月日	
災害発生の区域	
被害の原因・状況	
応急措置の状況 復旧の方法	
復旧完了予定年月日	

対策、復旧が完了するまでの期間、受け入れ価格等が非公表となることに意義はありません。

添付書類

- ①被害の状況は、図面及び写真で明示すること。
- ※この届出に記載された個人情報は公共工事建設発生土処理施設認定業務のみに 使用し、その他の目的には使用しません。

公共工事建設発生土処理施設搬入土量報告書

年 月 日

佐賀県 県土整備部長 様

住 所	
氏名又は名称及び	
法人にあっては、	
その代表者の氏名	
電話番号()

公共工事建設発生土処理施設認定要領第17条の規定により認定を受けた処理施設の搬入土量について次のとおり報告します。

認定年月日番 号		
処理施設の目的		
処理施設の容量		
掬	及入土量 內 訳	搬入土量(m³)
前回]までの搬入土量(累計)	
今回報告搬入土量		
翌月以降搬入可能土量		

- (注1)報告書は6ヶ月に1回とし、搬入土量は処理施設における締固め土量とする。
- (注2) 前回までの搬入土量(累計)は、処理施設認定後、搬入された累計土量を記入 する。
- (注3) 翌月以降搬入可能土量は、処理施設の容量から前回までの搬入土量及び今回報告搬入土量を差し引いた土量とする。
- (注4)目的は、リサイクル施設、残土処理地のいずれかを記入する。
- ※この届出に記載された個人情報は公共工事建設発生土処理施設認定業務のみに使用し、 その他の目的には使用しません。

 第
 号

 年
 月

 日

事業者名称 代表者

様

佐賀県 県土整備部長 (公印省略)

公共工事建設発生土処理施設認定取消について (通知)

年 月 日付け 第 号で認定した下記の公共工事建設発生土処理施設について、公共工事建設発生土処理施設認定要領の第20条第項の規定により認定を取り消します。

認 定 年 月 日番 号	
処理施設の面積	
取消の理由	

(注1) 目的は、リサイクル施設、残土処理地のいずれかを記入すること。

※この届出に記載された個人情報は公共工事建設発生土処理施設認定業務のみに 使用し、その他の目的には使用しません。